

居宅介護支援 重要事項説明書

栃木県栃木市惣社町9-4番地
社会福祉法人星風会
星風会居宅介護支援センター

居宅介護支援重要事項説明書

お客様（またはあなたの家族）が利用しようと考えている居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。分からないこと、分かりにくいことがあれば、遠慮なくご質問して下さい。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、居宅介護支援契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 星風会
代表者氏名	早川 武憲
法人所在地	栃木市田村町928 TEL 0282-27-4731 0282-27-3978 FAX 0282-27-5408

2 ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	星風会居宅介護支援センター
管理者	原口 学
介護保険 指定事業所番号	栃木市指定（0970300067） 平成11年11月1日指定
事業所所在地	栃木市惣社町94番地
連絡先	TEL 0282-27-5730 FAX 0282-29-1256
事業所の通常の 事業実施地域	栃木市（旧藤岡町を除く）壬生町、下野市（旧国分寺町のみ） 小山市（豊田地区、中地区、穂積地区、桑地区のみ）

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	星風会居宅介護支援センターの介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする
運営方針	1) 要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう配慮する。 2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき適切な保健医療、福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

	3) 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類または、特定の事業者に不当に偏する事が無いように公正中立を行う。 4) 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。
--	---

(3)事業所の窓口の営業時間及び休業日

営業時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 ※緊急時等時間外でも対応可
休業日	土、日、祭日 その他、年末年始(12月30日～1月3日)

(4)事業所の職員体制

	常勤(専従)	常勤(兼務)	非常勤	計
管理者	—	1	—	1
介護支援専門員	5	2	—	7

3 居宅介護支援の内容、利用料・その他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用の有無	1ヶ月あたりの料金	1ヶ月あたりの利用料(利用者負担)
①居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照ください。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	居宅介護支援費 要介護1・2 11,088円 要介護3・4・5 14,406円	介護保険の認定を受けられた方は利用料を支払う必要がありません。(全額介護保険により負担されます。)
②居宅サービス事業者との連絡調整				
③サービス実施状況、評価				
④利用者状況の把握				
⑤給付管理				
⑥要介護(支援)認定申請に対する協力、援助				
⑦相談業務				

4.その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域の場合は無料です。
-----	-----------------------------

5.利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅を訪問する頻度の目安
月 1回 以上

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や、居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

6.利用料金について

①利用料	介護報酬告示上の額 要介護1・2 11,088円 要介護3・4・5 14,406円 初回加算 3,063円 入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,552円 入院時情報連携加算（Ⅱ） 2,042円 退院・退所加算（Ⅰ）イ 4,594円 退院・退所加算（Ⅰ）ロ 6,126円 退院・退所加算（Ⅱ）イ 6,126円 退院・退所加算（Ⅱ）ロ 7,657円 退院・退所加算（Ⅲ） 9,189円 通院時情報連携加算 510円 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,042円 ターミナルケアマネジメント加算 4,084円 特定事業所医療介護連携加算 1,276円 特定事業所加算（Ⅰ） 5,298円 特定事業所加算（Ⅱ） 4,298円 特定事業所加算（Ⅲ） 3,297円 特定事業所加算（A） 1,163円 要介護認定を受けられた方は介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。
	②利用料をいただく場合 保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護1・2の方11,088円を要介護3・4・5の方14,406円、その他加算等をいただき、当事業所より、サービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日栃木市の窓口提出しますと全額払戻を受けられます。

1 初回加算

算定要件

- ① 新規に居宅サービス計画書を作成した場合。
- ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。
- ③ 要介護状態区分が 2 区分以上変わった場合に居宅サービス計画を作成する場合。

2 入院時情報連携加算

利用者が入院するに当たり、病院の職員に利用者の心身状況、生活環境等の情報提供をした場合に算定されます。

※ 算定要件

【入院時情報連携加算（Ⅰ）】

利用者が入院した日のうちに医療機関の職員に対して情報提供を行った場合。（提供方法は問わない）

※入院日以前の情報提供を含む。

※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

【入院時情報連携加算（Ⅱ）】

利用者が入院した日の翌日又は翌々日に医療機関の職員に対して情報提供を行った場合。（提供方法は問わない）

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

3 退院・退所加算

利用者が退院・退所にあたり、利用者の必要な情報を収集すると算定できます。

※算定要件

医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供を受けている事。

【退院・退所加算（Ⅰ）イ】

カンファレンス以外の方法により 1 回受けている場合。

【退院・退所加算（Ⅰ）ロ】

カンファレンスにより 1 回受けている場合。

【退院・退所加算（Ⅱ）イ】

カンファレンス以外の方法により 2 回受けている場合。

【退院・退所加算（Ⅱ）ロ】

2 回受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによる場合。

【退院・退所加算（Ⅲ）】

3 回以上受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによる場合。

4 通院時情報提供加算

※算定要件

利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。（利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度）

5 緊急時等居宅カンファレンス加算

※算定要件

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等とともに利用者の居宅に訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービスの利用に関する調整を行った場合。

6 ターミナルケアマネジメント加算

※算定要件

24 時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて、居宅介護支援を行うことができる体制を整備している事。

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡前日 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施している事。

訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供すること。

7 特定事業所加算

算定要件

【特定事業所加算（Ⅰ）】

- ① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を 2 名以上配置していること。
※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。
- ② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置していること。
※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。
- ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に行うこと。
- ④ 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ⑤ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護 3～要介護 5 である者の割合が 4 割以上であること。
- ⑥ 介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること。
- ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること。
- ⑧ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- ⑨ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑩ 介護支援専門員一人当たりの利用者の平均件数が 45 名未満（居宅介護支援（Ⅱ）を算定している場合は 50 名未満）であること。
- ⑪ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。
- ⑫ 他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会・研修会等を実施していること。
- ⑬ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービスを作成していること。

【特定事業所加算（Ⅱ）】（当事業所該当）

・特定事業所加算（Ⅰ）の②、③、④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬を満たすこと。また常勤の主任介護支援専門員 1 名以上を配置し、かつ常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置していること。

【特定事業所加算（Ⅲ）】

・特定事業所加算（Ⅰ）の③、④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬を満たすこと。また常勤の主任介護支援専門員 1 名以上を配置し、かつ常勤の介護支援専門員を 2 名以上配置していること。

【特定事業所加算（A）】

・特定事業所加算（Ⅰ）の③、④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬を満たすこと。また常勤の主任介護支援専門員 1 名以上を配置し、かつ常勤 1 名以上、常勤換算方法で 1 以上の介護支援専門員を配置していること。

・特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）または（Ⅲ）を算定し、なおかつ⑬、⑭を満たしていること。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用するものはサービスを提供する上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
②個人情報の保護について	事業者は、サービス担当者会議等、居宅サービス計画作成に必要な時にのみ、個人情報を用いることが出来るものとします。 事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者に漏洩を防止するものとします。

9 第三者評価の実施状況

当事業所における第三者評価の実施状況は、以下のとおりです。

実施の有無：〔実施していない〕

10 介護保険業務に関する相談、苦情について

【事業所の窓口】 星風会居宅介護支援センター 苦情解決責任者 原口 学 苦情受付担当者 担当介護支援専門員	0282-27-5730
【第三者委員】 監事 日向野 兵造 評議員 青山 一郎	0282-22-3106 0282-27-3960
【事業所の窓口】 星風会居宅介護支援センター	0282-27-5730
【市町村の窓口】 栃木市役所 高齢介護課	栃木市万町9番25号 0282-21-2251
【公的団体の窓口】 栃木県国民健康保険団体連合会	栃木県宇都宮市本町3番9号 028-643-2220
【公的団体の窓口】 栃木県運営適正化委員会	栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内 028-622-2941

居宅介護支援業務の実施方法について

1. 居宅サービス計画の作成について

① 事業所は、居宅サービス計画作成に際しては、次の点に配慮します。

- ア 利用者の居宅への訪問、利用者及び家族の面接により、利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
- イ 利用する居宅サービスの選択に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者または家族に提供します。
- ウ 事業者は利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
- エ 事業者は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービス提供となるようサービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。

② 事業者は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス事業所の選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。

- ③ ア 事業者は、利用者から居宅サービス計画の原案への同意をいただきます。
- イ 利用者またその家族は、事業者が作成した居宅サービス計画原案に同意しない場合には、事業所に対して再作成依頼することができます。

2.サービスの実施状況の把握、評価について

- ① 事業者が、居宅サービス計画作成後も、利用者またはその家族、更に指定居宅サービス事業者と継続的に連絡を取り、居宅サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との調整を行います。
- ② 事業者は、居宅サービス計画が効果的に提供されるよう、利用者の身体的な状態、サービスの利用状況等を定期的(1ヶ月に1回)評価いたします。
- ③ 事業者は、その居宅において日常生活を営むことが困難となったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

3.居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、事業者利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を行うものとします。

4.給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険連合会に提出いたします。

5.要介護認定等の協力について

- ①事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるように必要な協力を行います。
- ②事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

6.居宅サービス計画等の情報の提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画の作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供を誠意にて応じます。

- ・利用者またその家族は複数の事業所の紹介を求めることができます。
- ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者に対して「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定の基づき、「重要事項説明書」の内容を説明しました。

事業者	所在地	栃木市田村町 928
	法人名	社会福祉法人 星風会
	代表者	早川 武憲
事業所名	所在地	栃木市惣社町 94
	事業所名	星風会居宅介護支援センター
	管理者名	原口 学
	説明者氏名	

令和 年 月 日

居宅介護支援の「重要事項説明書」の内容について、上記の事業者より説明を受け、同意をし、交付を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	

代理人	住 所	
	氏 名	